

東京都立片倉高等学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 10 月 23 日

校長決定

1 基本方針策定の目的

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、東京都立片倉高等学校（以下「本校」という。）におけるいじめの防止等の取組みの基本的な方向や具体的な取組み事項を定め、いじめの防止等を効果的に推進することを目的とする。

2 本校のいじめ問題への基本的な考え方

- (1) 日常的に未然防止に取り組む。
- (2) いじめを把握した場合には、速やかに解決する。
- (3) 保護者、地域及び関係機関と連携して取り組む。

3 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、法の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

4 いじめ防止のための組織

- (1) 学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）

ア 設置の目的

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置く。

イ 所掌事項

- いじめの未然防止
- いじめの事実確認
- いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
- いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言

ウ 会議

年 3 回を基本とし、必要に応じて生徒部、各学年の担任を含めた会議の場を設ける。

エ 委員構成

校長、副校長、保健部主任、生徒部主任、保健部教員、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム（以下「サポートチーム」という。）

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、法で規定する学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題の対応の充実を図ることを目的とする。

イ 所掌事項

問題生徒及びその保護者などに対する支援

ウ 会議

年2回、定例会議を主催し、情報を共有する。

エ 委員構成

校長、副校長、生徒部主任、保健部主任、外部委員4名（警察、保護司、社会福祉職、地域自治会）

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 対策委員会は、学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

イ 生徒部は、始業式等においていじめ防止に関する講話を行う。

ウ 対策委員会は、いじめに関する校内研修を計画し、実施する。

エ 対策委員会とサポートチームは、定期的な連絡会議を開催する。

(2) 早期発見のための取組

ア 保健部は、スクールカウンセラーによる新入生を対象とした全員面接等の状況を把握する。

イ 対策委員会は、「いじめ実態把握調査」等を実施し、教務部による「学習状況調査」（生徒の生活意識に関する内容を含む）の結果や保健室にファイリングされた情報も検証し、いじめに係る情報を収集すると共に、把握した情報を共有する。

ウ 保健部は、学校便りや保護者会を通じて学校の取組を発信し、情報の収集・共有を行う。

(3) 早期対応のための取組

ア 生徒部及び各学年の担任は、速やかに対応策を検討し実施する。

イ 生徒部及び各学年の担任は、加害の生徒に対する組織的・継続的な観察を行い、指導する。

ウ 各学年の担任及び生徒部並びに対策委員会は、被害の生徒やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。

エ 生徒部は、必要に応じてサポートチームを通じて警察等の関係機関と情報を共有する。

(4) 重大事態への対処

ア 管理職は、所管教育委員会へ報告をし連携する。

イ 各学年の担任及び生徒部並びに対策委員会は、被害の生徒に対して複数の教員がマンツーマンで保護し、情報共有を徹底する。

ウ 各学年の担任及び生徒部並びに対策委員会は、被害の生徒の緊急避難措置を検討し、必要に応じて実施する。

エ 生徒部及び各学年の担任並びに対策委員会は、加害の生徒への懲戒や出席停止、特別指導を検討し、実施する。

オ 生徒部及び各学年の担任並びに対策委員会は、警察へ相談・通報し、児童相談所等とも連携する。

6 教職員研修計画

対策委員会は、「いじめ防止教育プログラム」やスクールカウンセラーを活用した教職員研修を年3回計画し、実施する。

7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

生徒部及び各学年の担任並びに対策委員会は、いじめが確認された場合は、事実関係を確認の上、早急に保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 対策委員会は、学級担任等が保護者等から得た生の声を収集する。
- (2) 1 学年による奉仕活動、生徒部による校区内巡回、管理職や運動部による由井地区、中山地区の青少年対策活動への参加等において、地域の方々とできるだけ接触をする。
- (3) 校区内近隣の小学校及び中学校、大学と定期的に情報交換をする。
- (4) 地域や関係機関等とも情報交換する。
協議委員（学校運営連絡協議会）、町内会役員、保護司、民生委員・児童委員、地域少年スポーツの指導者、警察署（生活安全課、補導委員）、児童相談所、地域子ども家庭支援センター等、及び P T A と日常的に連携する。

9 学校評価及び基本方針改善のための計画

対策委員会は、学校運営連絡協議会で行う学校評価アンケートにいじめ防止対策への取組みに対する質問を加えることを提言し、その結果を検証し、基本方針の見直しを行う。